

子育て支援施設における新型コロナウイルス感染症対策等について

1 保育関連施設の対応

(1) 認可保育所等

ア 園運営等

- ・令和2年9月30日までを「家庭保育の協力要請」期間とし、家庭で保育が可能な家庭には登園を自粛してもらい、感染の拡大防止に努めている。
- ・通常保育で形成される集団（クラス等）以上に集団が大きくなることを前提に保育を行い、行事等の中止や規模の縮小を行っている。
- ・区立保育園内において実施しているリフレッシュ時保育事業、子育てステーション事業は休止し、子育てひろば水道（保育園型）は電話相談のみ実施している。

イ 基本保育料の還付（返金）等

- ・「家庭保育の協力要請」における自主休園及び臨時休園期間中の基本保育料は、欠席日数等に応じて日割りで還付する。
- ・育児休業中の保育園保護者の復帰時期及び求職活動中及び失職等の保育園保護者の就労開始時期を令和3年3月までとする。
- ・認証保育所が、園の判断で保護者に保育料の返還を行う場合、都の補助を活用し、保育事業者に補助を行う。

ウ 専門委員による保育園への感染防止対策支援

令和2年7月17日に専門委員が区立保育園1園を視察した。今後、専門委員監修のもと、保育園における感染防止策のポイントを取りまとめ、区内の区立保育園、私立認可保育所等に周知し、更なる感染防止策に取り組む予定である。

(2) 子育て関連施設等

ア 運用状況（令和2年8月21日現在）

対応	施設（事業）名
①定員制限	キッズルーム（一時預かり）、子育てひろば※水道を除く、びよびよひろば、地域子育て支援拠点
②条件付き利用	病児・病後児保育事業
③再開 （通常運用）	ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業） ファミリー・サポート・センター事業、児童相談所予定地ひろば

イ 施設整備関連

(7) 東京都立駒込病院内における病児・病後児保育室の開設時期変更

工事に遅れが生じたため、開設予定が令和2年秋から令和3年2月に変更となった。  
なお、内覧会は、令和2年10月中旬を予定している。

(4) 保坂病児保育室ルームの対応

令和2年7月からの受入条件見直しにあわせ、保育室内の密を緩和するため、保育室を拡充した。

(3) 感染症対策物品購入（追加）

保育関連施設が要する感染症対策衛生用品の購入及び購入費用負担等を追加で行う。

3 子育て世帯への支援

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業（都；補正予算事業）

都と委託契約を締結し、令和2年6月分の児童扶養手当受給者（基準日；令和2年5月31日。ただし、同年7月31日までの新規認定者を含む。）に対し、食品等の生活必需品を掲載したカタログを送付し、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活を図った。

(2) 子ども宅食プロジェクトを通じた支援

国及び都の補助制度を活用し、追加支援を行っている。

ア 夏休み増量便（令和2年8月）

都の補助金を活用して購入した食品等を8月定期便に追加し、配送した。

イ 家計急変者等への配送拡大（令和2年9月から受付開始）

「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）」の支給決定者のうち、児童扶養手当を受給していない方には他の支援が届きにくいことから、国の補助制度を活用し、子ども宅食プロジェクトの対象者に追加し、申込を受け付けるとともに、食品の定期配送を通じて見守り支援を行う。

(3) 保育施設展～オンラインで園めぐり～

「子育てフェスティバル2020（9月初旬開催予定）」の中止に伴い、この時期に必要な情報を周知するため、「保育施設展～オンラインで園めぐり～」をWeb開催する。

(4) (仮称) バーチャル園見学の実施

保育園の入所申込に当たって行われている「園見学」について、直接希望者が園に訪問することなく、必要な保育園の情報が得られるように、園の様子を動画で保護者等が見られるようにする「(仮称) バーチャル園見学」を新たに実施する。

(5) ベビーシッター利用支援事業（保育所等の臨時休園等への対応）

令和2年6月30日までの期限を設けて実施していたベビーシッター利用支援事業について、令和2年9月30日まで延長することとした。

令和2年8月21日現在のアカウント発行申請件数は17件である。

(6) 子ども家庭支援センターの対応

感染拡大防止の対策をとりながら、必要な家庭への訪問や面接を実施している。

4 区民等への周知

上記1から3までの内容については、施設及び事業等の状況に応じて、区ホームページや区報への掲載、対象者への個別通知等にて周知を行う。